

## 第17回 非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ

2021年10月13日(水)午後2時00分  
日本証券業協会 第1・2会議室  
(太陽生命日本橋ビル8階)

### 議案

- 規則改正案等について

以上

## ○ 本日も検討いただきたい事項

1. 前回会合及びその後の意見照会結果を踏まえた対応案 …… 資料1-2

2. 特定証券情報・発行者情報の記載項目等案 …… 資料1-3

3. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正(骨子案) …… 資料1-4

### 4. 追加検討事項

(1) プロ成り個人向けの投資勧誘対象商品及び対象顧客の選定の考え方(案)

…… 資料1-5

(2) 特定投資家私募の活用の際の留意点及び対応策 …… 資料1-6

# 非上場株式等の取引及び私募制度等 に関するWG(第17回資料)

## 意見照会結果とりまとめ

2021年10月13日  
日本証券業協会

# 1. 特定証券情報の内容について

第16回WG資料1-2 9頁

## 特定証券情報・発行者情報における記載項目・記載内容の具体案

記載項目		記載内容	参考とする書類(記載のレベル感)
証券情報	有価証券の概要	発行価額の総額、新規発行株式数、特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件、投資にあたってのリスク等	TOKYO PRO Marketにおける特定証券情報の記載項目(非上場株式の特性等も考慮し必要最低限に)
	資金使途	新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途	1 TOKYO PRO Marketにおける特定証券情報の記載項目を参考としつつ、手取金の使途については一部簡略化する (詳細は発行体と投資家の間で取り交わす投資契約書に記載)
企業情報	財務情報(計算書類)	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	2 ・会社法上の計算書類 ・公認会計士等の外部監査等は任意(ただし、既に監査を受検している場合は監査報告書等を添付し、監査を受検していない場合はその旨記載する。)
	非財務情報	企業の概況、事業の状況、株式等の状況、役員の状況等	・会社法上の事業報告

# 1. 特定証券情報の内容について①

## 【寄せられた意見】

①「手取金の使途」についてTOKYO PRO Marketにおける記載内容を一部簡略化するとあるが、どのような内容を想定しているのか。

- ◆ 特定証券情報に記載する「新規発行等の理由及び手取金の使途」については、発行者の事業計画を踏まえつつ、以下のとおりTOKYO PRO Marketの特定証券情報よりも簡素な内容としたい。

TOKYO PRO Marketにおける 記載上の注意事項	特定投資家私募制度における 記載上の注意事項(案)
新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。	新規発行等の理由として資金調達以外の理由がある場合には、その理由を記載すること。
発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、 <u>手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期を具体的に記載すること。</u>	発行者が取得する手取金の使途を設備資金、運転資金すること。、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資又は融資等に区分し、 <u>自社の事業計画を踏まえ、その使途の区分ごとの内容及び概算金額を記載すること。</u>
<u>当該手取金を事業の買収に充てる場合には、その事業の内容及び財産について概要を説明すること。</u>	(事業買収の概要は記載を要しないこととする。)

(下線部が変更箇所)

# 1. 特定証券情報の内容について②

## 第16回WG資料2骨子案

項番	項目	内容	備考
13	個別銘柄に係る説明書、特定証券情報等の交付	<p>取扱協会員は、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等の相手方となる顧客に対して、次に掲げる書面を顧客に交付し、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>1. 次に掲げる事項を含めた説明資料</p> <p>①想定する顧客の範囲</p> <p>②損失が生じるリスクの内容</p> <p>③換金・解約の条件</p> <p>④その他取扱協会員が必要と認める事項</p> <p>2. 特定証券情報又は特定証券情報と同等の内容を記載した書面（特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合に限る。）</p> <p>3. 監査報告書（財務諸表及び連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ監査を受けている発行者が発行する非上場株式等又は投資信託等について勧誘を行う場合に限る。）</p>	<p>個別銘柄の取引ごとに、①説明資料、②特定証券情報（又は同内容の書面）、③監査報告書（外部監査を受検している場合）を顧客に交付する。</p> <p>なお、①と②は、一体の資料として交付することもできる、</p>

### 【寄せられた意見】

② 発行者が監査を受検している場合でも、販売会社が監査法人等から監査報告書を受け取って顧客に交付することは困難。

- ◆ 取扱協会員（販売会社）が顧客に交付するのではなく、特定証券情報・発行者情報に添付してもらうことで、取扱協会員において監査報告書を取得する必要がないようにしたい。  
→特定証券情報及び発行者情報の様式案において、添付することを規定する。

## 2. 特定証券情報・発行者情報の提供又は公表について

### 第16回WG資料2骨子案

項番	項目	内容
7	特定証券情報及び発行者情報の提供及び公表	<p>特定証券情報及び発行者情報の提供及び公表は、それぞれ次に掲げる方法のいずれかを継続して行うものとする。</p> <p>1. 特定証券情報</p> <p>イ 項番 11 に基づく特定投資家向け取得勧誘を行う相手方に対して、当該取得勧誘が行われる時までに書面又は電磁的方法により提供する方法</p> <p>ロ 発行者又は当該発行者からの委託に基づき当該特定投資家向け取得勧誘を行う取扱協会のウェブサイトに掲載する方法</p> <p>2. 発行者情報</p> <p>イ 発行者が発行する金商法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券を保有する者に対して、当該発行者が<u>発行者情報を作成したときから遅滞なく</u>、書面又は電磁的方法により提供する方法</p> <p>ロ 発行者又は当該発行者からの委託に基づき特定投資家向け取得勧誘等を行う取扱協会のウェブサイトに直近の情報を継続して掲載する方法</p>

#### 【寄せられた意見】

- ・発行者情報の提供又は公表については、「発行者情報を作成したときから遅滞なく」との記載であるが、速やかに提供する観点からは、計算書類の確定から一定期間内とすべきではないか。
- ・特定証券情報等の訂正の方法や、参照方式の特定証券情報の提供又は公表の方法、についても定める必要があるのではないか。

◆ ご意見を踏まえ、新規則案(資料1-3)において下記のとおり検討している。

- ①「直前の事業年度の末日を経過した日から6か月以内に作成された直近事業年度に係る計算書類の内容を含む発行者情報」と規定(新規則案第9条第1項第2号)。
- ②特定証券情報及び発行者情報の訂正情報の提供又は公表等について規定(新規則案第8条第2項、第9条第2項)

# 3. 取引開始時の説明書の交付、確認書の徴求について

第16回WG資料1-2 9頁抜粋

※ 前回資料同頁の取引開始基準に係る記載等は削除している。

## 確認書の徴求について

- ◆ 特定投資家とみなされる個人投資家に勧誘を行う場合、投資することのリスクを理解して、自身の責任と判断で取引を行う旨の確認書を徴求したほうが良いか。

### 《寄せられた意見》

- ・リスクの再認識のためにも受け入れた方がよい。
- ・非上場株式というリスク商品に投資することへ理解を示す投資家であることが必須であると考え、確認書は検討すべき。

- 確認書の徴求(当該有価証券の種類(株式、投資信託等)について初めて買付けを行う際に徴求)は、顧客がリスクを理解したうえで投資を行うことを確保するため導入する。

### 【寄せられた意見とその解答】

Q. 念のため確認であるが、説明書面の交付や確認書の徴求の対象は、上記前回資料に記載のとおり、「個人投資家」のみという理解でよいか。

A. その理解。



### 3. 取引開始時の説明書の交付、確認書の徴求について

#### 【寄せられた意見】

- ・金商法第40条の5において特定投資家向け有価証券に関する初回の取引に当たって告知・書面交付義務があることから、その説明および交付を受けたといった簡素な内容でよいのではないか。
- ・説明書及び確認書のひな型の作成を検討してはどうか。

- ◆ 下表のとおり、金商法第40条の5は特定投資家向け有価証券には公衆縦覧の開示がなされないことや、一般投資家への転売制限があること等の特有な事項の説明を行うことであるが、本制度における説明は、非上場株式等のリスク商品を取引することへの理解を求める趣旨であるため両者は区別して考えたい。
- ◆ 確認書の内容については、本制度に定める一般的リスクの内容を理解した旨の簡素な内容で足りると考えており、協会ではひな形※を作成予定。説明書の内容については、下表のような内容をQ&Aに盛り込みたい。

※ ひな形には、説明書の内容を十分に理解し、投資家の判断と責任において取引を行う旨記載し、署名いただくという形を想定。

	告知及び書面交付義務 (金商法)	取引開始時の説明書の交付・確認書の徴求義務 (自主規制規則案)
趣旨・目的	①公衆縦覧の開示が行われないこと、②一般投資家への譲渡が制限されていること等の、通常の有価証券とは異なる性質を理解する機会付与のため。	非上場株式等のリスクの高い商品を取引するにあたって、顧客がそのリスクを理解したうえで投資することを確保するため。
書面・確認書の交付の時期	種類を問わず、初めて特定投資家向け有価証券を取引するとき(初回のみ)	有価証券の種類ごと(初回のみ)
告知・説明書の記載事項	<u>特定投資家向け有価証券に特有の事項に係る説明</u> ・公衆縦覧型の開示義務がないこと ・一般投資家への転売が制限されていること ・発行者情報の提供・公表が行われること ・金商業者が一般投資家に対して売買の媒介等を行わないこと 等	<u>有価証券の種類ごとの一般的なリスク説明</u> ・流通性が著しく低いこと(非上場株式・投信) ・株価算定に係るリスク(非上場株式) ・投資金額が全く回収できないおそれがあること(非上場株式) ・高リスク資産を投資対象として組み入れていること(投資信託)

### 3. 取引開始時の説明書の交付、確認書の徴求について

#### 【第16回WGフリーディスカッションでの意見】

説明書の交付に際して、非上場株式特有のリスクは理解できるが、投資信託の場合はファンドによってリスクが異なるため、商品の包括したリスク説明を行うことは難しいと考える。どのようなイメージか。

→ 統一的なものは難しいため、統一的な内容の説明書を渡したうえで確認書をもらうか、個別の投信の種類によって確認書を変えていくのかの2択かと思う。

◆ フリーディスカッションでのご意見を踏まえ、下記のとおり整理しているが、支障はないか。

#### 非上場株式

- 初回の取引のみ説明書の交付及び確認書の徴求を行う。

#### 投資信託等

- ご意見を踏まえ、投資信託受益証券、投資証券及び新投資口予約権証券に係る一般的な留意事項について包括的に説明し、確認書の徴求を行う。

(例) 一般的な留意事項として考えられる内容

- ◆ 高リスク資産を投資対象として投資資産に組み入れることがあること
- ◆ 解約の機会が制限されることがあること
- ◆ 基準価額が公表価格や取引価格に基づかずに計算されることがあること等

## 4. 発行体審査について

第16回WG資料1-2 24頁

### 審査事項

日本で業登録を行っていない委託会社における運用体制

### 具体的な審査方法

投資信託委託会社による当該外国の委託会社への確認等を通じて、当該外国の委託会社の運用体制や運用チームの状況について確認・評価する

### 【寄せられた意見】

- ・国内の委託会社がファンド・オブ・ファンズとして海外の投資信託等を組み入れる場合、国内の委託会社が、投資対象である海外の投資信託及びその運用会社を確認・評価しているため、さらに販売会社が確認・評価を行うということは必要ないのではないか。
- ・審査については、外国籍投信で外国委託者が運用する場合に限るとしてはどうか。

◆ ご意見を踏まえ、外国委託者が運用する外国籍投信についてのみ、審査を行うこととしたい。

## 5. 新規則の対象となる有価証券

- ◆ 今回の特定投資家私募の対象となる有価証券の範囲について、多く意見が寄せられたため、下記のとおり整理することとしたいが、実務上の支障はないか。

### 《新規則案における対象有価証券》

- ①店頭有価証券：店頭規則第2条第1号（我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券）
  - ②投資信託受益証券：金商法第2条第1項第10号
  - ③投資証券：金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券
- ※ ②、③においては、上場されていないものに限る。

### 【寄せられた意見とその回答】

Q. 普通社債は対象としないとあるが、非上場株式を対象とするEB債は対象になるという理解で良いか。

A. 「店頭有価証券」には含まれないため、対象とはしない予定。

Q. 上場会社が発行する非上場の株券、新株予約権、新株予約権付社債券に関しては、本規則に含まれるという理解でよいか。

A. 「店頭有価証券」の定義に含まれるため、新規則においても対象となる。

## 特定証券情報の記載項目等（案）

○特定証券情報の様式については、6種類（国内株券等、外国株券等、国内投資証券等、外国投資証券等、国内投資信託受益証券、外国投資信託受益証券）を作成予定。

○それぞれの記載項目案については、下表のとおり。

## 1. 特定証券情報の記載項目等（国内の株券、新株予約権、新株予約権付社債券）

記載項目（国内株券等）	記載内容
第一部 証券情報	TOKYO PRO Market における特定証券情報を参考
第1 特定投資家向け取得勧誘の要項	TOKYO PRO Market における特定証券情報の記載項目を参考に、下記のような内容を想定。
①株券 ・新規発行株式 ・特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類、発行数、内容</li> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の方法：形態、発行数、発行価額の総額、資本組入額の総額</li> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：額面・無額面の別、発行価格、資本組入額、申込株数単位、申込期間、払込期日</li> </ul>
②新株予約権証券 ・新規発行新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件 ・新株予約権証券の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、割当日払込期日等</li> <li>➤ 新株予約権の内容等：新株予約権の目的となる株式の種類及び数、予約権行使時の払込金額、予約</li> </ul>

記載項目（国内株券等）	記載内容
	<p>権行使による株式の発行価額の総額、予約権の行使期間、予約権の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</p>
<p>③新株予約権証券付社債券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件</li> <li>・ 新株予約権証券付社債券に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：券面総額、各社債の金額、発行価額の総額、発行価格、利率、利払日、償還期限、償還方法、申込機関、払込期日、担保の種類、担保目的物、先順位の担保をつけた債権の金額等</li> <li>➤ 新株予約権付社債券に関する事項： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約権の目的となる株式の種類、予約権行使時の目的となる株式の数、予約権行使時の払込金額、予約権行使による株式の発行価額の総額、予約権の行使期間、予約権の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> </ul> </li> </ul>
<p>新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途 事業等のリスク</p>	<p>手取金の使途については、自社の事業計画を踏まえたものとしつつ、TOKYO PRO Market の内容よりも簡素化する。（資料1－2参照）</p>
<p>第2 特定投資家向け売付け勧誘等の要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売付け有価証券</li> <li>・ 売付けの条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 売付け有価証券：売付け数、売付け価額の総額、売付けに係る有価証券の所有者の住所及び氏名又は名称</li> <li>➤ 売付けの条件：売付け価格、申込期間、申込単位、売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名</li> </ul>

記載項目（国内株券等）	記載内容
	称、売付けの委託契約の内容
<b>第二部 企業情報</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会社法の事業報告を参考</span>	
<b>第1 企業の概況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿革</li> <li>・事業内容</li> <li>・従業員の状況</li> <li>・経営上の重要な契約等</li> </ul>	事業報告の記載項目を参考に、下記のような内容を想定。
<b>第2 発行者の状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の状況</li> <li>・新株予約権等の状況</li> <li>・議決権の状況</li> <li>・ストックオプション制度の内容</li> <li>・役員の状況</li> <li>・コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式等の状況：記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類、発行可能株式総数、未発行株式数、発行数</li> <li>➤ 新株予約権等の状況：予約権の数、予約権の目的となる株式の種類、予約権行使時の払込金額、予約権の行使期間、予約券の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> <li>➤ 議決権の状況：無議決権株式の状況、議決権制限株式の状況、完全議決権株式の状況、単元未満株式の状況、発行済株式総数、総株主の議決権</li> <li>➤ スtockオプション制度の内容：付与対象者の区分および人数、予約券の目的となる株式の種類、予約権行使時の払込金額、予約権の行使期間、予約券の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> </ul>

記載項目（国内株券等）		記載内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コーポレート・ガバナンスの状況：発行者の企業統治に関する事項（例えば会社の機関の内容）について記載。</li> </ul>
第3 経理の状況		※最近事業年度に係る計算書類
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> <li>・附属明細表</li> </ul>	
第4 株主の状況		➤ 主な株主の株式数や所有割合等の状況
	主な株主の状況	

## 2. 特定証券情報の記載項目等（外国の株券、新株予約権、新株予約権付社債券）

記載項目（外国株券等）		記載内容
第一部 証券情報	TOKYO PRO Market における特定証券情報を参考	
第1 特定投資家向け取得勧誘の要項		TOKYO PRO Market における特定証券情報の記載項目を参考に、下記のような内容を想定。
	①株券 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規発行株式</li> <li>・特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類、発行数、内容</li> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の方法：形態、発行数、発行価額の総額、資本組入額の総額</li> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：額面・無額面</li> </ul>



記載項目（外国株券等）	記載内容
	の別、発行価格、資本組入額、申込株数単位、申込期間、払込期日
<p>②新株予約権証券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規発行新株予約権証券の特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件</li> <li>・新株予約権証券の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：発行数、発行価額の総額、発行価格、申込手数料、申込単位、申込期間、割当日払込期日等</li> <li>➤ 新株予約権の内容等：新株予約権の目的となる株式の種類及び数、予約権行使時の払込金額、予約権行使による株式の発行価額の総額、予約権の行使期間、予約権の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> </ul>
<p>③新株予約権証券付社債券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件</li> <li>・新株予約権証券付社債券に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定投資家向け取得勧誘の条件：券面総額、各社債の金額、発行価額の総額、発行価格、利率、利払日、償還期限、償還方法、申込機関、払込期日、担保の種類、担保目的物、先順位の担保をつけた債権の金額等</li> <li>➤ 新株予約権付社債券に関する事項： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予約権の目的となる株式の種類、予約権行使時の目的となる株式の数、予約権行使時の払込金額、予約権行使による株式の発行価額の総額、予約権の行使期間、予約権の行使条件、</li> </ul> </li> </ul>

記載項目（外国株券等）	記載内容
	予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等
新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途 事業等のリスク	手取金の使途については、自社の事業計画を踏まえたものとしつつ、TOKYO PRO Market の内容よりも簡素化する。（資料1－2参照）
<p>第2 特定投資家向け売付け勧誘等の要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売付け有価証券</li> <li>・ 売付けの条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 売付け有価証券：売付け数、売付け価額の総額、売付けに係る有価証券の所有者の住所及び氏名又は名称</li> <li>➤ 売付けの条件：売付け価格、申込期間、申込単位、売付けの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称、売付けの委託契約の内容</li> </ul>
<p>第二部 企業情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会社法の事業報告を参考</span></p>	
<p>第1 本国における法制等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社制度等の概要</li> <li>・ 外国為替管理制度</li> <li>・ 課税上の取扱い</li> </ul>	<p>外国株式においては本項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発行者の属する国・州等における会社制度</li> <li>➤ 発行者の定款等に規定する制度</li> </ul>
<p>第2 企業の概況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿革</li> <li>・ 事業内容</li> <li>・ 従業員の状況</li> </ul>	

記載項目（外国株券等）	記載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営上の重要な契約等</li> </ul>	
<p>第3 発行者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式等の状況</li> <li>・ 新株予約権等の状況</li> <li>・ 議決権の状況</li> <li>・ ストックオプション制度の内容</li> <li>・ 役員の状況</li> <li>・ コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株式等の状況：記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類、発行可能株式総数、未発行株式数、発行数</li> <li>▶ 新株予約権等の状況：予約権の数、予約権の目的となる株式の種類、予約権行使時の払込金額、予約権の行使期間、予約券の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> <li>▶ 議決権の状況：無議決権株式の状況、議決権制限株式の状況、完全議決権株式の状況、単元未満株式の状況、発行済株式総数、総株主の議決権</li> <li>▶ ストックオプション制度の内容：付与対象者の区分および人数、予約券の目的となる株式の種類、予約権行使時の払込金額、予約権の行使期間、予約券の行使条件、予約権の譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項等</li> <li>▶ コーポレート・ガバナンスの状況：発行者の企業統治に関する事項（例えば会社の機関の内容）について記載。</li> </ul>
<p>第4 経理の状況</p>	<p>※最近事業年度に係る計算書類</p>

記載項目（外国株券等）		記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> <li>・附属明細表</li> </ul>	
第5	株主の状況	▶ 主な株主の株式数や所有割合等の状況
	主な株主の状況	

### 3. 特定証券情報の記載項目等（投資証券及び新投資口予約権証券）

記載項目（投資証券及び新投資口 予約権証券）	記載内容
<b>第一部 証券情報</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有価証券届出書を参考</span>	
第1 投資証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 投資証券の内容：名称、形態等、手取金の使途</li> <li>➤ 発行に係る状況：発行数、発行価格、発行価額の総額</li> <li>➤ 手続きに係る事項：申込手数料、申込単位、申込期間、払込期日、振替機関に関する事項</li> </ul>
第2 新投資口予約権証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新投資口予約権の内容：名称、形態等、予約権の目的となる投資証券の形態等、予約権行使時の払込金額、予約権行使により発行する投資証券の発行価額総額、予約権の行使期間</li> <li>➤ 発行に係る事項：発行数、割当日</li> </ul>
<b>第二部 ファンド情報</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有価証券届出書を参考</span>	
第1 ファンドの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 投資法人の概況：経営指標の推移、投資法人の仕組み、投資法人の出資総額、主要な投資主の状況等</li> <li>➤ 投資方針：投資方針、投資対象、分配方針、投資制限</li> <li>➤ 投資リスク</li> <li>➤ 手数料及び税金：申込手数料、買戻し手数料、管理報酬等、課税上の取扱い等</li> <li>➤ 運用状況：投資状況、投資資産（投資有価証券、不動産等）、運用実績（純資産等の推移、分配の推移、自己資本利益率の推移）</li> <li>➤ 手続等、管理及び運営の概要</li> </ul>
第2 財務ハイライト情報	貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書、CF計算書等、財務諸表監査の有無

記載項目（投資証券及び新投資口 予約権証券）	記載内容
第3 投資証券事務の概要	
第4 投資法人の詳細情報の項目	
第三部 投資法人の詳細情報	有価証券届出書を参考
第1 投資法人の追加情報	投資法人の沿革、役員の状況
第2 手続等	申込、買戻し手続等
第3 管理及び運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資産管理の概要：資産の評価、投資証券の保管、投資法人の存続期間及び計算期間)</li> <li>➤ 利害関係人との取引制限</li> <li>➤ 投資主・投資法人債権者の権利</li> </ul>
第4 関係法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資産運用会社：名称、資本金、事業内容、運営体制、大株主の状況、役員の状況、事業の内容及び営業の概況</li> <li>➤ その他関係法人の概要：名称、資本金、事業内容、関係業務の概要、資本関係</li> </ul>
第5 投資法人の経理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、CF 計算書等、注記表、付属明細表</li> <li>➤ 投資法人の現況</li> <li>➤ 純資産額計算書：資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量、1 単位当たり純資産額</li> <li>➤ 販売及び買戻しの実績</li> </ul>
第6 その他	

※ 外国の投資証券等は別途様式を作成予定。

※ 外国の投資証券等について、追加で記載すべき事項、削除すべき事項はあるか。

#### 4. 特定証券情報の記載項目等（投資信託受益証券）

記載項目（投資信託受益証券）	記載内容
第一部 証券情報	有価証券届出書を参考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ファンドの概要：名称、形態等</li> <li>➤ 発行に係る事項：発行価額の総額、発行価格</li> <li>➤ 手続きに係る事項：申込手数料、申込単位、申込期間、払込期日、振替機関に関する事項</li> </ul>
第二部 組込情報	
第1 組込情報	投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項に掲げる事項）を添付することに代える。
第2 ファンドの経理	有価証券届出書を参考 貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表、付属明細表、財務諸表監査の有無
第三部 ファンドの現況	有価証券届出書を参考
純資産額計算書	資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量、1単位当たり純資産額
第四部 委託会社等の情報	有価証券届出書を参考
第1 委託会社等の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託会社の概況、事業の内容及び営業の概況</li> <li>➤ 委託会社等の経理状況：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書</li> <li>➤ 利害関係人の取引制限</li> </ul>
第2 その他の関係法人の概況	名称、資本金、事業内容、関係業務の概要、資本関係

※ 外国の投資信託受益証券は別途様式を作成予定。

※ 外国の投資信託受益証券について、追加で記載すべき事項、削除すべき事項はあるか。

## 発行者情報の記載項目等（案）

○発行者情報の様式については、6種類（国内株券等、外国株券等、国内投資証券等、外国投資証券等、国内投資信託受益証券、外国投資信託受益証券）を作成予定。

○それぞれの記載項目案については、下表のとおり。

## 1. 発行者情報の記載項目等（国内の株券、新株予約権、新株予約権付社債券）

記載項目（国内株券等）	記載内容
企業情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定証券情報の企業情報部分</span>	
第1 企業の概況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿革</li> <li>・事業内容</li> <li>・従業員の状況</li> <li>・経営上の重要な契約等</li> </ul>	▶ 特定証券情報に同じ。
第2 発行者の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の状況</li> <li>・新株予約権等の状況</li> <li>・議決権の状況</li> <li>・ストックオプション制度の内容</li> <li>・役員の状況</li> <li>・コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>	
第3 経理の状況	



<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> <li>・附属明細表</li> </ul>	
第4 株主の状況	➤ 株式数や所有割合等
主な株主の状況	

## 2. 発行者情報の記載項目等（外国の株券、新株予約権、新株予約権付社債券）

記載項目（外国株券等）	記載内容
企業情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定証券情報の企業情報部分</span>	
第1 本国における法制等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定証券情報に同じ</li> <li>➤ 外国株式においては本項目を追加。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社制度等の概要</li> <li>・外国為替管理制度、課税上の取扱い</li> </ul>	
第2 企業の概況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿革、事業内容</li> <li>・従業員の状況</li> <li>・経営上の重要な契約等</li> </ul>	
第3 発行者の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の状況、新株予約権等の状況</li> <li>・議決権の状況</li> <li>・ストックオプション制度の内容</li> <li>・役員の状況</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレート・ガバナンスの状況等</li> </ul>	
<p>第4 経理の状況</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・個別注記表</li> <li>・附属明細表</li> </ul>	
<p>第5 株主の状況</p>	
<p>主な株主の状況</p>	

### 3. 発行者情報の記載項目等（投資証券及び新投資口予約権証券）

記載項目（投資証券及び新投資口 予約権証券）	記載内容
第一部 ファンド情報	特定証券情報と同様
第1 ファンドの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 投資法人の概況：経営指標の推移、投資法人の仕組み、投資法人の出資総額、主要な投資主の状況等</li> <li>➤ 投資方針：投資方針、投資対象、分配方針、投資制限</li> <li>➤ 投資リスク</li> <li>➤ 手数料及び税金：申込手数料、買戻し手数料、管理報酬等、課税上の取扱い等</li> <li>➤ 運用状況：投資状況、投資資産（投資有価証券、不動産等）、運用実績（純資産等の推移、分配の推移、自己資本利益率の推移）</li> <li>➤ 手続等、管理及び運営の概要</li> </ul>
第二部 投資法人の詳細情報	特定証券情報と同様
第1 投資法人の追加情報	投資法人の沿革、役員状況
第2 手続等	申込、買戻し手続等
第3 管理及び運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資産管理の概要：資産の評価、投資証券の保管、投資法人の存続期間及び計算期間）</li> <li>➤ 利害関係人との取引制限</li> <li>➤ 投資主・投資法人債権者の権利</li> </ul>
第4 関係法人の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資産運用会社：名称、資本金、事業内容、運営体制、大株主の状況、役員状況、事業内容及び営業の概況</li> <li>➤ その他関係法人の概要：名称、資本金、事業内容、関係業務の概要、資本関係</li> </ul>

記載項目（投資証券及び新投資口 予約権証券）	記載内容
第5 投資法人の経理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、CF 計算書等、注記表、付属明細表</li> <li>➤ 投資法人の現況</li> <li>➤ 純資産額計算書：資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量、1 単位当たり純資産額</li> <li>➤ 販売及び買戻しの実績</li> </ul>
第6 その他	

※ 外国の投資証券等は別途様式を作成予定。

※ 外国の投資証券等について、追加で記載すべき事項、削除すべき事項はあるか。

#### 4. 発行者情報の記載項目等（投資信託受益証券）

記載項目（投資信託受益証券）		記載内容
第一部 ファンド情報 <u>運用報告の項目</u>		
1	表紙の表示事項	当該投資信託の名称、当該投資信託の仕組み等
2	設定以来の運用実績	
3	基準価額と市況推移	
4	運用経過等の説明	
5	1万口当たりの費用明細	
6	総経費率	私募投信は任意
7	売買及び取引の状況	
8	派生商品の取引状況等	
9	株式売買比率	
10	主要な売買銘柄	
11	利害関係人との取引状況等	
12	委託会社の自己取引状況	
13	委託会社による自社が設定する投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の自己取得及び処分の状況	
14	組入れ資産の明細	
15	信用取引の状況	
16	債券空売りの状況	
17	有価証券の貸付及び借入の状況	
18	投資信託財産の構成	

記載項目（投資信託受益証券）		記載内容
19	特定資産の価格等の調査	
20	資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況	
21	投資信託財産運用総括表	
22	分配金等の表示	
23	お知らせ	
24	不動産等及びインフラ資産等の開示	
第二部 委託会社等の情報 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特定証券情報と同様</span>		
第1	委託会社等の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託会社の概況、事業の内容及び営業の概況</li> <li>➤ 委託会社等の経理状況：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書</li> <li>➤ 利害関係人の取引制限</li> </ul>
第2	その他の関係法人の概況	名称、資本金、事業内容、関係業務の概要、資本関係

※ 運用報告の交付については、発行者情報の提供又は公表に代えることができる（投信法施行規則第25条第3号など）。

※ 外国の投資信託受益証券は別途様式を作成予定。

※ 外国の投資信託受益証券について、追加で記載すべき事項、削除すべき事項はあるか。

法令	政令	府令
○特定証券情報		
<p>(特定証券情報の提供又は公表)                      第 27 条の 31                      特定投資家向け取得勧誘その他第4条第1項本文の規定の適用を受けない有価証券発行勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第6章の2において「特定取得勧誘」という。)又は特定投資家向け売付け勧誘等(当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、少数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)その他第4条第1項本文、第2項本文若しくは第3項本文の規定の適用を受けない有価証券交付勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第6章の2において「特定売付け勧誘等」という。)は、当該特定取得勧誘又は特定売付け勧誘等(以下「特定勧誘等」という。)に係る有価証券の発行者が、当該有価証券及び当該発行者に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「特定証券情報」という。)を、次に定めるところにより、当該特定勧誘等が行</p>	<p>【金融商品取引法施行令】                      (特定証券情報の提供又は公表を要しない場合)                      第 14 条の 14                      法第 27 条の 31 第1項に規定する政令で定める場合は、50 名未満の者を相手方として行う場合とする。</p>	<p>【証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令】                      (特定証券情報の内容)                      第2条                      法第 27 条の 31 第1項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。ただし、第1号又は第2号に掲げる有価証券について、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする。                      一 特定上場有価証券(法第2条第 33 項に規定する特定上場有価証券をいう。)又はその発行者が特定取引所金融商品市場(同条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)に上場しようとする有価証券(以下「特定上場有価証券等」という。) 当該特定上場有価証券等を上場し、又は上場しようとする特定取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所(同条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)の定める規則(以下「特定取引所規則」という。)において定める情報                      二 特定店頭売買有価証券(令第2条の 12 の4第3項</p>

法令	政令	府令
<p>われる時まで、その相手方に提供し、又は公表しているものでなければ、することができない。</p> <p>2 <u>特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>次条第1項の規定により既に内閣府令で定める期間継続して発行者情報(同項に規定する発行者情報をいう。以下この項において同じ。)を公表している発行者は、前項の規定により特定証券情報を提供し、又は公表しようとする場合において、当該特定証券情報に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の発行者情報及び同条第3項に規定する訂正発行者情報(以下「参照情報」という。)を参照すべき旨を表示したときは、特定証券情報のうち発行者に関する情報として内閣府令で定める情報の提供又は公表をしたものとみなす。</u></p> <p>4 第2項の規定により特定証券情報の提供又は公表をした発行者は、当該提供又は公表をした日から1年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めら</p>		<p>第2号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。)又はその発行者が認可金融商品取引業協会(法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。)に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証券(以下「特定店頭売買有価証券等」という。)当該特定店頭売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則(以下「特定協会規則」という。)において定める情報</p> <p><b>三 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する情報</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>金融庁告示において、日証協自主規制規則を指 定していただいたうえで、情報の詳細は日証協自 主規制規則において定めることを検討</b></p> </div> <p>2 前項各号に定める情報には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する情報を含むものとする。</p> <p>一 有価証券(次号に掲げる有価証券を除く。)次に掲げる事項(当該有価証券の発行者が既に1年間継続して企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第9条の3第2項に規定する有価証券報告書(当該有価証券が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和47年</p>



法令	政令	府令
<p>れる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該特定証券情報に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正特定証券情報」という。)の提供又は公表をしなければならない。</p> <p>5 第2項の規定により特定証券情報の公表をした発行者は、当該特定証券情報の公表をした日から1年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)、当該特定証券情報(訂正特定証券情報を公表した場合には、当該訂正特定証券情報を含む。)を継続して公表しなければならない。</p>		<p>大蔵省令第26号)第1条第1号に規定する外国債等である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書)を提出している場合は、その旨並びにイ及びロに掲げる事項)</p> <p>イ 当該情報が特定証券情報である旨</p> <p>ロ 当該有価証券に関する事項</p> <p>ハ 当該有価証券の発行者が発行者である当該有価証券以外の有価証券に関する事項</p> <p>ニ 当該有価証券の発行者(国又は地方公共団体を除く。)の事業及び経理に関する事項</p> <p>二 (略)</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表の方法)</p> <p>第3条 特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>一 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める公表の方法</p> <p>二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める公表の方法</p> <p>三 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法</p> <p>金融庁告示において、日証協自主規制規則を指定していただいたうえで、提供又は公表方法は日証協自主規制規則において定めることを検討</p>

法令	政令	府令
○発行者情報		
<p>(発行者情報の提供又は公表)</p> <p>第 27 条の 32</p> <p>次の各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、当該発行者に関する情報として内閣府令で定める情報(以下「発行者情報」という。)を、<u>事業年度(発行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第4項、第 172 条の 11 第1項及び第 185 条の7第 31 項第5号において同じ。)</u>ごとに一回以上、当該各号に定める有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。<u>ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 特定投資家向け有価証券の発行者 当該発行者の発行する特定投資家向け有価証券</p> <p>二 前条第2項に定めるところにより特定証券情報の提供又は公表をした発行者(前号に掲げるものを除く。) 当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券</p> <p>2 特定投資家向け有価証券に該当しなかつ</p>		<p>【証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令】</p> <p>(発行者情報の内容等)</p> <p>第7条</p> <p><u>法第 27 条の 32 第1項の規定により発行者情報の提供又は公表をすべき発行者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</u></p> <p>一 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める公表の方法</p> <p>二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める公表の方法</p> <p><b>三 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する方法</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>金融庁告示において、日証協自主規制規則を指定していただいたうえで、提供又は公表方法は日証協自主規制規則において定めることを検討</u></p> </div> <p>2 <u>法第 27 条の 32 第1項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。ただし、第1号又は第2号に掲げる有価証券について、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする。</u></p>

法令	政令	府令
<p>た有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報を、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。</p> <p>3 発行者情報に訂正すべき事項があるときは、第1項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報(以下「訂正発行者情報」という。)を提供し、又は公表しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により発行者情報の公表をした発行者は、当該発行者情報の公表をした日から当該発行者情報に係る事業年度の次の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間(当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間)、当該発行者情報(訂正発行者情報を公表した場合には、当該訂正発行者情報を含む。)を継続して公表しなければならない。</p>		<p>一 特定上場有価証券等 特定取引所規則において定める情報</p> <p>二 特定店頭売買有価証券等 特定協会規則において定める情報</p> <p><b>三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 金融庁長官が指定する情報</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>金融庁告示において、日証協自主規制規則を指定していただいたうえで、情報の詳細は日証協自主規制規則において定めることを検討</b></p> </div> <p>3 前項各号に定める情報には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する情報を含むものとする。</p> <p>一 有価証券(次号に掲げる有価証券を除く。)次に掲げる事項</p> <p>イ 当該情報が発行者情報である旨</p> <p>ロ 当該有価証券の発行者が発行者である当該有価証券以外の有価証券に関する事項</p> <p>ハ 当該有価証券の発行者(国又は地方公共団体を除く。)の事業及び経理に関する事項</p> <p>二 特定有価証券 次に掲げる事項</p> <p>イ 当該情報が発行者情報である旨</p> <p>ロ 運用資産等の内容及び運用に関する事項</p> <p>ハ 運用資産等の運用を行う者に関する事項</p> <p>4 法第27条の32第1項本文に規定する内閣府令で</p>

法令	政令	府令
		<p>定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該発行者が発行者である有価証券が特定有価証券である場合 当該有価証券に係る特定期間（法第 24 条第5項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）</li> <li>二 当該発行者が会社以外の者である場合（前号に掲げる場合を除く。）事業年度又はこれに準ずる期間</li> </ul> <p>5 法第 27 条の 32 第 1 項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第 27 条の 32 第 1 項各号に定める有価証券又は当該有価証券の発行者が発行する他の有価証券について開示が行われている場合に該当する場合</li> <li>二 法第 27 条の 32 第 1 項第 1 号に定める有価証券が、令第 2 条の 12 の 4 第 1 項の規定により特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第 8 条第 1 項において同じ。）に該当しなくなった場合</li> <li>三 法第 27 条の 32 第 1 項第 1 号に定める有価証券の発行者が、金融庁長官に対し、同項の規定による発行者情報の提供又は公表をしないことについての承認を申請した場合であって、金融庁長官</li> </ul>

法令	政令	府令
		<p>が、当該発行者が次のいずれかに該当するものと認めることにより、発行者情報(当該申請のあった日の属する事業年度から次のいずれかに該当しないこととなる日の属する事業年度までの事業年度に係るものに限る。)の提供又は公表をしないことを承認したとき。</p> <p>イ 清算中の者</p> <p>ロ 相当の期間事業を休止している者</p> <p>6 (省略)</p>

## ①改正の趣旨

・「外国証券の取引に関する規則（以下「外国証券規則」）」の一部改正により、外国証券に係る特定投資家向け取得勧誘等について、「店頭有価証券等の特定投資家向け取得勧誘等に関する規則」（新規則）に準じた勧誘規制等の整備を図る。

## ②改正事項

○以下の有価証券で国内の取引所金融商品市場に上場していないものについて、特定投資家向け取得勧誘等に係る規定の整備を図る。

- ①外国株券（外国証券規則第2条第1項第3号）
- ②外国新株予約権証券（同項第4号）
- ③外国投資信託受益証券（同項第5号）
- ④外国投資証券（同項第7号）
- ⑤外国新投資口予約権証券（同項第8号）
- ⑥外国新株予約権付社債券（定義規定を新設予定）

○特定投資家向け取得勧誘等を行う協会員については、以下の項目について新規則に準じた対応を定めることとする。

- ①発行者に対する審査（外国の発行者に対する審査のため、審査項目については読み替えあり。）
- ②有価証券の発行者が作成した特定証券情報及び発行者情報（特定証券情報及び発行者情報について、様式も外国証券規則において定める。）の提供又は公表
- ③説明書の交付及び確認書の徴求
- ④取扱協会員としての指定、当該指定を受けるための社内規則及び取扱要領の作成等

# プロ成り個人向けの投資勧誘対象商品及び対象顧客の選定の考え方（案）

プロ成り個人への投資勧誘について、投資者保護の観点から、より慎重な対応を求める

資料 1 - 5

## 投資勧誘対象「個別銘柄」の選定

非上場株式・私募投資信託等

個別銘柄の特性やリスクを事前に検証し、  
投資勧誘対象「個別銘柄」を絞り込む  
【自主規制】

投資勧誘対象の  
個別銘柄

## 投資勧誘対象顧客の選定

プロ成り個人※

投資勧誘対象「個別銘柄」が投資勧誘対象顧客に適合しているか、当該顧客の財産の状況に照らして過剰かつ不適合になっていないかを検証し、対象顧客を絞り込む【自主規制】

投資勧誘対象となる  
特定投資家  
(想定する顧客層)

※一般投資家から特定投資家に移行の申出時に知識・経験、財産の状況、投資目的に照らした適合性の確認が求められていることに留意

## リスク説明の徹底・情報提供の拡充

- (有価証券の種類ごと) 取引開始時の説明書の交付、「確認書」の徴求【自主規制】
- (個別銘柄ごと) 説明書(想定顧客の範囲、損失が生じるリスクの内容、換金・解約の条件等を記載)の交付【自主規制】
- 特定証券情報及び発行者情報の提供等【法令、自主規制】



# 1. 特定投資家私募の活用の際の留意点及び対応策

資料 1 - 6

## ①法令

- ◆ プライマリーの場合において、一度特定投資家私募を行うと、同一種類の有価証券については、原則として他の種類の私募（適格機関投資家私募・少数私募）が行えない※  
（金商法施行令第1条の4第1号ロ、第1第の7第2号イ（2））

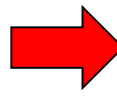
※ 特定投資家向け有価証券と同一種類の有価証券について適格機関投資家私募・少数私募を認めると、これにより発行された有価証券は適格機関投資家私募・少数私募で発行されたにもかかわらず、発行と同時に特定投資家向け有価証券となることとなり（法第4条第3項第3号）、適当ではないと考えられたため。

## ②留意点

- ◆ 今回の特定投資家私募の整備においてニーズのある発行者は、スタートアップ企業等の絶え間のない資金調達を要する企業等も想定しているため、同一種類の有価証券について適格機関投資家私募や少数私募が利用できなくなる点は発行者にとって資金調達の弊害となる可能性がある

## ③対応策

- ◆ 他の類型での私募（適格機関投資家私募・少数私募）を活用する際は、特定投資家私募を行った有価証券とは異なる種類の有価証券（種類株等）を利用することが考えられる。

 スタートアップ企業等が特定投資家私募制度を利用した場合に、その後の資金調達等の資本政策の場面で、何か支障があるか



## 2. 特定投資家向け取得勧誘等が行われた際の留意点及び対応策

### ①法令

- ◆ 金商業者等は、「特定投資家向け有価証券」について、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、有価証券の売買等を行ってはならない※1 (金商法第40条の4)
- ◆ 「特定投資家向け有価証券」には、①特定投資家向け取得勧誘を行った有価証券、②特定投資家向け売付け勧誘等を行った有価証券、③ ①・②の有価証券の発行者が発行する有価証券で①・②と同一種類の有価証券などが該当する※2 (金商法第4条第3項)

※1 特定投資家向け有価証券は、公衆縦覧の開示が行われないため(特定証券情報・発行者情報の提供又は公表のみ)、特定投資家以外の一般投資家に譲渡されることは禁止されている。


※2 当該特定投資家向け有価証券の発行者の直前3事業年度のすべての末日における当該特定投資家向け有価証券の所有者数が300名未満であって、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益または投資者保護に欠けることがないものとして金融庁長官の承認を受けた場合に、特定投資家向け有価証券から外れることになる(金商法施行令第2条の12の4 第1項)。

### ②留意点

- ◆ 他の私募等で取得した一般投資家が保有する有価証券について、事後的に、当該有価証券と同一種類の有価証券について特定投資家向け取得勧誘等が行われた場合、一般投資家が保有する当該有価証券についても「特定投資家向け有価証券」に該当することになる。この結果、当該有価証券についても、金商業者等の「特定投資家向け有価証券」の売買等の制限(金商法第40条の4)の規定の適用を受け、一般投資家との売買等が制限されることになる
- ◆ 当該有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当していることについて認識のない証券会社が発行する場合、上記規定の適用にかかわらず売買が行われる可能性がある

### ③対応策(株式の場合)

- ◆ 株主が、①当該会社の取締役等であつ50%超の議決権保有者、②50%超の議決権を保有する会社、③当該会社の持株会の場合には、「一般投資家」に該当せず、金商業者に売買等の制限がかからない。
- ◆ 上記に該当しない株主であっても、勧誘が行われない場合の売付けの媒介等については例外として可能。(金商法第40条の4)(TOKYO PRO Market市場における一般投資家による売却は本規定に基づき行われている)

 特定投資家向け取得勧誘等が行われた場合に、既存株主のセカンダリー取引に、何か支障があるか

## (参考条文) 1. 特定投資家私募の活用の際の留意点

### ○金融商品取引法

(定義)

#### 第二条

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類似行為」という。))を含む。以下「取得勧誘」という。)のうち、当該取得勧誘が第一項各号に掲げる有価証券に係るものである場合にあっては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(電子記録移転権利を除く。次項、第二条の三第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。)に係るものである場合にあっては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者(適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。))が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合 **【適格機関投資家私募】**

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)。 **【特定投資家私募】**

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二において同じ。)が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。))をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

**【少数者私募】**

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

## (参考条文) 1. 特定投資家私募の活用の際の留意点

### ○金融商品取引法施行令

(取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

**第一条の四** 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等(略) 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容(株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。)若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の消却についての内容に限る。)を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券(法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。)でないこと。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。)に表示される場合(内閣府令で定める場合を除く。第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)、第一条の七の四第一号ハ(1)、第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)並びに第十五条の十の六第一号において同じ。) 当該財産的価値を適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は組織再編成発行手続(法第二条の三第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号において同じ。)が行われること。

二 (略)

三 (略)

## ○金融商品取引法施行令

(取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等)

### 第一条の五の二

法第2条第3項第2号ロ(2)に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該有価証券を証券関連業者(金融商品取引業者等(法第34条に規定する金融商品取引業者等をいう。第44条を除き、以下同じ。))又は外国証券業者(法第58条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。))をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。))から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))
  - 二 当該有価証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者
- 2 法第2条第3項第2号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
- 一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合
    - イ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第24条第1項各号(法第27条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。
    - ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。
      - (1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合 当該財産的価値を特定投資家等(法第2条第3項第2号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。))以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。
      - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。))との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。
  - 二 新株予約権証券等 (略)
  - 三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 (略)

## ○金融商品取引法施行令

(取得勧誘において少数向け勧誘に該当する場合)

**第一条の七** 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一 当該取得勧誘が特定投資家(法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者(当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。)を相手方として行う場合でないこと。

二 次のイからハマまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハマまでに定める要件に該当すること。

**イ 株券等** 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容(株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。)若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による優先出資の消却についての内容に限る。)を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

**(2) 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。**

**ロ 新株予約権証券等** 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(略)

**ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券** 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(略)



### ○金融商品取引法

(募集又は売出しの届出)

#### 第四条

3 次の各号のいずれかに該当する有価証券(第二十四条第一項各号のいずれかに該当するもの又は多数の特定投資家に所有される見込みが少なく認められるものとして政令で定めるものを除く。以下「特定投資家向け有価証券」という。)の有価証券交付勧誘等で、金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して行うもの以外のもの(国、日本銀行及び適格機関投資家に対して行うものその他政令で定めるものを除く。以下「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」という。)は、発行者が当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合及び当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関して届出が行われなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 その取得勧誘が第二条第三項第二号口に掲げる場合に該当する取得勧誘(以下「特定投資家向け取得勧誘」という。)であつた有価証券
- 二 その売付け勧誘等が特定投資家向け売付け勧誘等であつた有価証券
- 三 前二号のいずれかに掲げる有価証券の発行者が発行する有価証券であつて、前二号のいずれかに掲げる有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるもの
- 四 特定上場有価証券その他流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券

### ○金融商品取引法施行令

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

#### 第二条の十二の四

法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券(有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。)の発行者の直前の事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間(法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。)。以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。)の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合(当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度(当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。)終了後三年を経過している場合に限る。)であつて、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受けた有価証券とする。

2 (略)

3 (略)

### ○金融商品取引法

#### (特定投資家向け有価証券の売買等の制限)

##### 第四十条の四

金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他**内閣府令で定める者**以外の者をいう。以下この条において同じ。)を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合(第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。)、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として**内閣府令で定める場合**は、この限りでない。



### ○金融商品取引業等に関する内閣府令

(一般投資家に含まれない者)

#### 第二百二十五条の二

法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該特定投資家向け有価証券の発行者の取締役等（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四十七条第一項又は第四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己若しくは他人の名義をもって保有する者（以下この条において「特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）
- 二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。）
  - イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券
  - ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券
  - ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの
  - ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）とする有価証券信託受益証券（同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）
  - ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
- 2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。
- 3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。
- 4 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

### ○金融商品取引業等に関する内閣府令

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

#### 第二百五条の三

法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百五条の六第二項第四号において同じ。)に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合
  - イ 一般投資家を相手方として行う買付け
  - ロ 一般投資家のために行う売付けの取次ぎ又は代理(一般投資家を相手方として行う場合を除く。)
  - ハ 一般投資家から買付けをする者(一般投資家を除く。)のために行う当該買付けの媒介、取次ぎ又は代理
  - ニ 一般投資家のために行う取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ホ 一般投資家から取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における売付けの委託を受ける者のために行う当該委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 二 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。次号において同じ。)に係る株券等(同項に規定する株券等をいう。同号において同じ。)の売付けをする場合
- 三 法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けを行う者のために当該公開買付けに係る株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合(第一号に規定する場合を除く。)
- 四 法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)を行う者のために当該公開買付けに係る法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等の買付けの媒介又は代理を行う場合(第一号に規定する場合を除く。)

## ○ 本日も検討いただきたい事項

### 店頭有価証券規則の改正案

(DDが可能な特定投資家に対する投資勧誘)・・・ 本資料P2～4

(譲渡制限の撤廃)・・・ 本資料P5

# 1. 店頭有価証券規則の改正案① (DDが可能な特定投資家に対する投資勧誘)

店頭規則第4条の2(企業価値評価等(DD)可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘)では、DDが可能な特定投資家(**プロ成り個人を除く**)に対して、店頭有価証券の投資勧誘が可能となっている。(2020年12月施行)

## ○ 検討の経緯

非上場WG  
での検討

➤ 本WGの前身である「非上場株式の取引等に関するWG」において、プロ成り個人については、DD能力を客観的に判定・評価することは難しいこと、**投資者保護を図るための方策をさらに検討する必要がある**との意見があり、継続検討課題としつつ、対象外とした。

非上場懇談会  
での提言

➤ その後、「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」において、委員より、個人投資家の中にも、すでに非上場株式への投資があるエンジェル投資家や専門家の補助のもと、DD可能な投資家も存在することから、適用対象としてはどうかとの提言があり、懇談会報告書にその他の検討事項として記載。

## プロ成り個人を含めることの課題

本ルールは投資者自らの責任においてDDを行って投資をするものであり、最低限の情報提供等のみ義務としているため、個人投資家に対するルールとしては投資者保護上十分ではない可能性がある。

## (ご検討いただきたい事項)

- ◆ プロ成り個人も店頭規則第4条の2の対象に加えることについてどう考えるか。
- ◆ 新たにプロ成り個人を加える場合、追加で規定すべき事項はあるか。

# (参考)店頭有価証券規則4条の2の概要

利用場面	プライマリー、セカンダリー
勧誘対象者	自ら企業価値評価等が可能な特定投資家(個人を除く)
確認書/同意取得	必須(自らの責任でDDを行う旨などの表明・確約書)
外部監査	任意
証券会社の審査	発行者に対する反社確認や事業の実在性等のチェック等
証券会社からの情報提供	発行者に関する情報 ※2
譲渡制限・私募要件	少人数私募の要件(勧誘50名未満等)
協会への報告	事後報告(翌月)

※1 対象有価証券:店頭有価証券(株券・新株予約権証券・新株予約権付社債券)

※2 ①企業概要、②事業概要、③財務情報、④私募の取扱いを行う場合は将来の見通しに関する事項(事業戦略・事業計画・資金使途等)

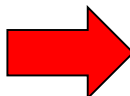
# (参考) 現行の店頭有価証券規則4条の2の対象となる 特定投資家の範囲の概要

<p style="text-align: center;"><b>金商法上の「特定投資家」</b> (※勧誘対象者は自ら企業価値評価等が可能な投資家に限る)</p>	<p style="text-align: center;"><b>勧誘対象者</b></p>	
<p>&lt;特定投資家(金商法 § 2⑳一～三)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 適格機関投資家</li> <li>◆ 国、日銀</li> </ul>	○	
<p>&lt;特定投資家(金商法 § 2⑳四、定義府令 § 23)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人</li> <li>◆ 投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構</li> <li>◆ 特定目的会社</li> <li>◆ 上場会社</li> <li>◆ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社</li> <li>◆ 金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人</li> <li>◆ 外国法人</li> </ul>	<p>左記のうち一般投資家に移行していない法人</p>	○
<p>上記の特定投資家以外の法人(金商法 § 34の3)</p>	<p>左記のうち申出により特定投資家へ移行した法人</p>	○
<p>一定の要件に該当する個人(金商法 § 34の4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 匿名組合等の営業者等で一定の要件を満たす者</li> <li>◆ 純資産・金融資産3億円以上、取引経験1年以上</li> </ul>	<p>左記のうち申出により特定投資家へ移行した個人</p>	×

# 1. 店頭有価証券規則の改正案② (譲渡制限の撤廃)

## ①店頭有価証券の投資勧誘の禁止

○店頭有価証券については、原則として顧客に対する投資勧誘が禁止されている(3条)

 新規則に基づく投資勧誘について、例外として店頭有価証券の勧誘が可能な場合とする

## ②譲渡制限の見直し

以下の規則については、取得後2年間※の譲渡制限が付されることが投資勧誘の条件

○店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘(4条2項5号)

適格機関投資家に対する非上場株式等に係る投資勧誘制度

○店頭取扱有価証券の投資勧誘(6条)

有価証券報告書等提出会社が発行する非上場株式等の募集等の取扱い等(プライマリー)に係る投資勧誘制度

※適格機関投資家への譲渡や一部特例による譲渡は可能

### 現状

- 取得後2年間の譲渡制限により、投資家の換金機会が奪われている(M&Aの際に譲渡できない等)
- 2年間の譲渡制限によって、店頭規則第6条を利用して発行された非上場株式等についてセカンダリー取引での換金機会が持てないという弊害がある



### 規則改正案の内容

2年間の譲渡制限を撤廃する

○ 本日も検討いただきたい事項

「株主コミュニティに関する規則」の改正案の概要 …… 本資料P2～3



# 1. 株主コミュニティ規則の改正案の概要①

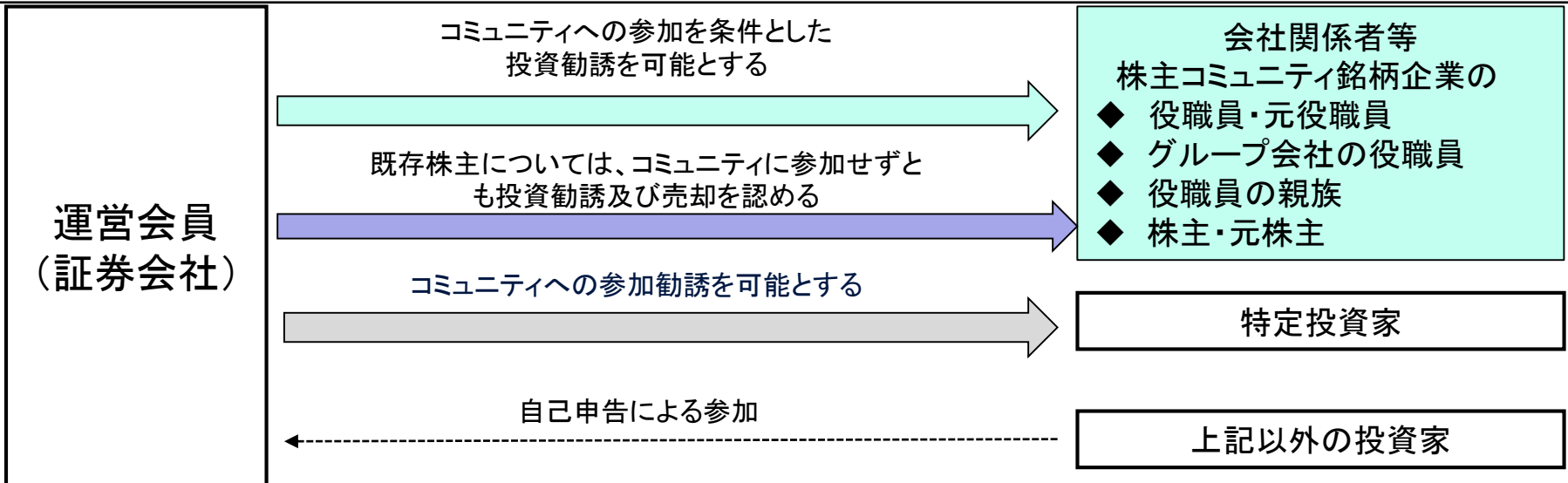
## 現状

- 株主コミュニティ銘柄の投資勧誘は当該株主コミュニティ銘柄の株主コミュニティに参加している投資者でなければ行うことができない
- 厳格な勧誘規制により、利用者が頭打ち



## 規則改正案の内容

- 特定投資家に対しては全ての株主コミュニティ銘柄の参加勧誘を認める(9条2項6号)
- 株主コミュニティ銘柄の会社関係者等は、当該株主コミュニティ銘柄をよく知っている者であることから、株主コミュニティへの参加を条件とした投資勧誘を可能とする(16条の3 1項2号)
- 既存株主が株式を売却をする場合、コミュニティに参加せずに投資勧誘及び売却を認める(16条の3 2項・3項)



## 2. 株主コミュニティ規則の改正案の概要②

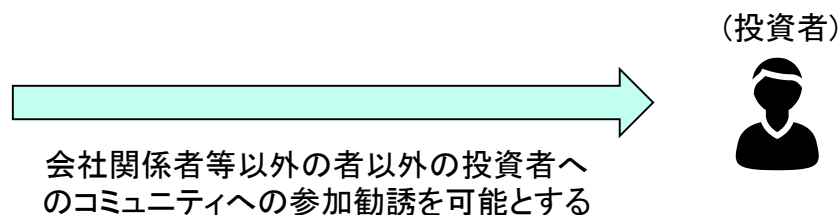
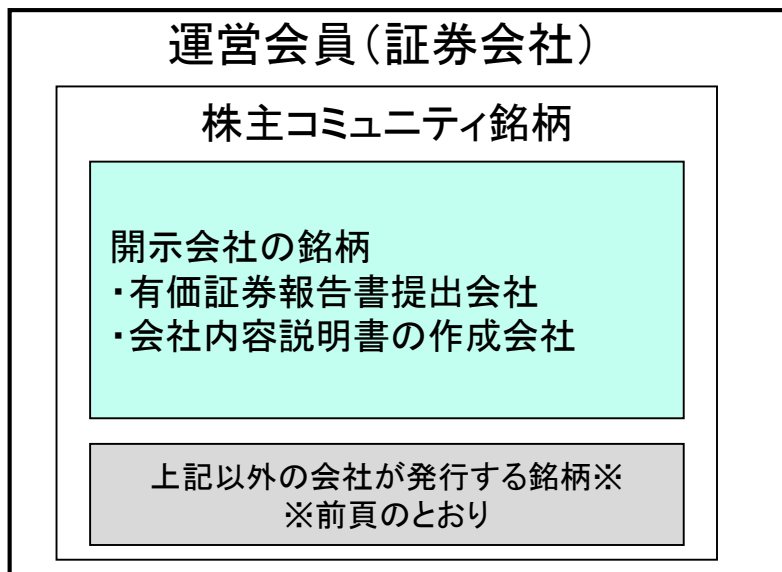
### 現状

- 株主コミュニティへの参加勧誘は「会社のことをよく知っている」と外形的にみなすことができる会社関係者等以外の者には行うことができない
- 厳格な勧誘規制により、利用者が頭打ち



### 規則改正案の内容

- 株主コミュニティ銘柄が有価証券報告書提出会社等を発行している場合は、外部監査が実施されていること、又は既に広く情報が開示されることで投資家が会社のことをよく知ることができる銘柄であることを踏まえ、幅広い投資者への株主コミュニティへの参加勧誘を可能とする(9条2項)



➡ 本改善と店頭規則6条の制度改善により、店頭規則6条に則って株式を発行した企業がその後のセカンダリーを目的として、株主コミュニティを活用しやすくなる。

## ○ 本日も検討いただきたい事項

1. 株式投資型クラウドファンディングに関する法令改正案 ……本資料P2～3、資料4-2
2. 株式投資型クラウドファンディングに関する意見照会結果 ……本資料P4
3. 法令改正案に伴う協会規則の取扱い、QA案 ……本資料P5
4. 今後の検討課題 ……本資料P6～10、参考1

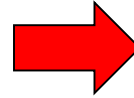
# 1. 株式投資型クラウドファンディングに関する法令改正案① (法令改正案のパブコメ募集期間中)

## ① 投資家の投資上限額(50万円)のあり方の見直し

株式投資型CFにおける投資上限額(1案件あたり50万円)について、特定投資家の投資上限額を撤廃  
【金商法施行令第15条の10の3】

### 現行

株式投資型クラウドファンディングにおける投資上限額は、一般投資家・特定投資家の区別なく1案件につき一律50万円



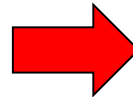
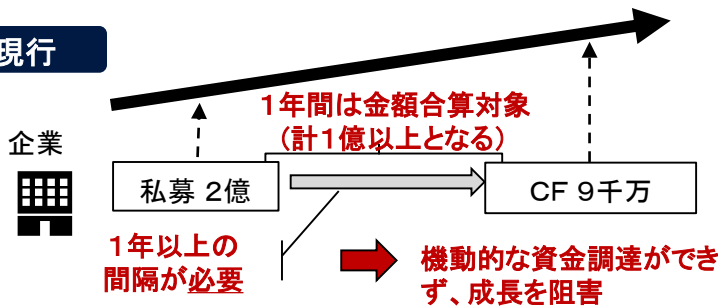
### 改正案

特定投資家については投資上限額を撤廃

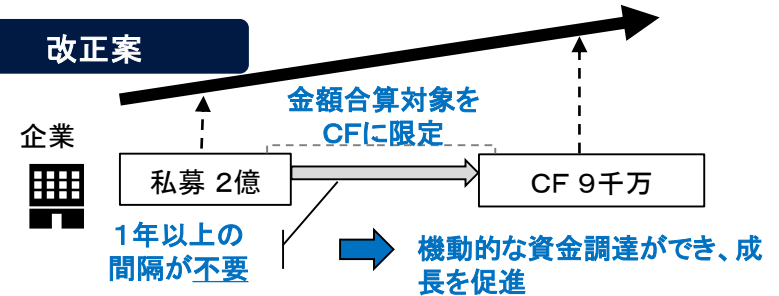
## ② 発行可能総額(1億円未満)の算定方法の見直し

発行可能総額(1億円未満)算定にあたり合算の対象を投資型CFで調達した金額に限定【金商業等府令第16条の3第1項】

### 現行



### 改正案

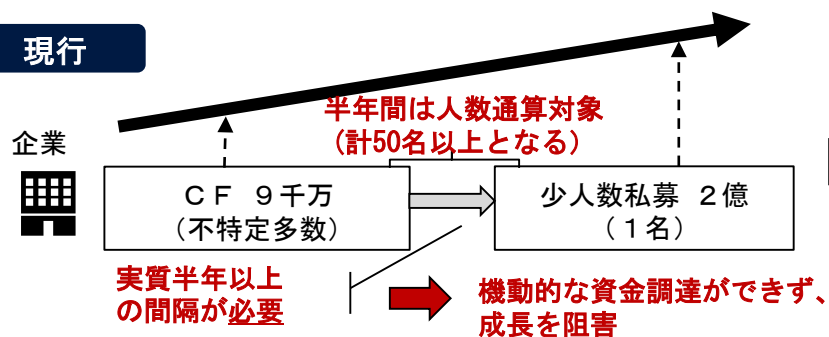


# 1. 株式投資型クラウドファンディングに関する法令改正案②

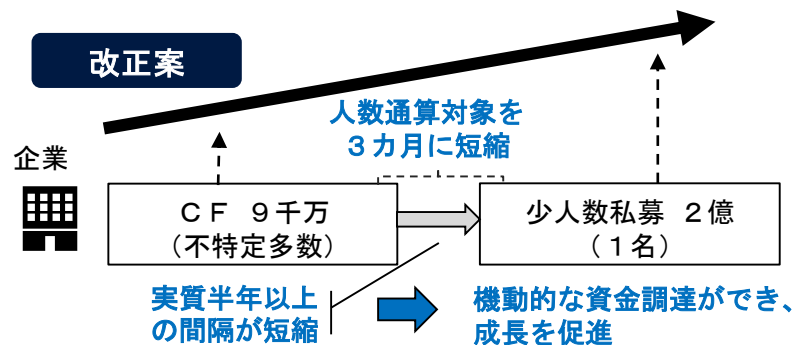
## ③ 少人数私募の人数通算期間の見直し

(株式投資型CFの後に少人数私募を実施する場合に限らず)少人数私募の人数通算期間を6か月から3か月に短縮する  
【金商法施行令第1条の6】

現行



改正案



第16回WG資料1-2 27頁

### 金融審市場制度WG報告書に盛り込まれた制度改善策

#### ○ 投資家の投資上限額のあり方の見直し

- 自身でリスクを踏まえた適切な投資額を判断できると考えられる特定投資家については、成長資金の供給の円滑化の観点から、投資上限額を撤廃することが適当と考えられる

#### (意見照会を踏まえた方向性)

- ✓ 発行者により、希望する株主構成比が異なることが想定されるため、制度上で一律に上限を設定するのではなく、クラウドファンディング事業者が発行者の意向を確認のうえ、幅広い投資者から出資してもらうというクラウドファンディング制度の趣旨を踏まえながら、個別案件ごとに上限を設定することで、柔軟な運用を可能としたい。

#### 【寄せられた意見】

- ・個別案件ごとに上限を設定するとあるが、発行者の意向も踏まえ「上限を設定しない」という判断は認められるのか。
- ・発行者の意向確認において事業者毎の差異が大きくなることが想定されるが、事実上の投資上限額の撤廃と理解してもよいか。

- ◆ 一律的な基準を設けることは想定していないので、上限を設定しないこともありうる。
- ◆ 制度趣旨や発行者の意向を踏まえて上限を設定することも考えられるので、その旨をQ&Aで明記することとしたい。(次頁のQ&A案参照)

### 3. 法令改正案に伴う協会規則の取扱い、QA案

#### ①法令改正に伴う規則改正の要否

○法令改正事項に関連する「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定はないため、規則改正は行わないことでよいか。

#### ②Q&Aの改正

特定投資家については投資上限額(50万円)が撤廃されることに伴い、以下の内容を「『株式投資型クラウドファンディング業務』に係るQ&A」に記載してはどうか。

Q. 一の特定投資家が株式投資型クラウドファンディング業務により取得することができる金額に上限を設ける必要はありますか。

A. 法令上、同一の発行者の発行する店頭有価証券について、一の特定投資家が取得することができる金額に上限はありません。したがって、特定投資家による投資上限について特段制限を設ける必要はありません。

ただし、株式投資型クラウドファンディングは、幅広い投資者からの当該発行者及びその行う事業に対する共感や支援に基づいて取引が行われる制度であることに鑑みると、会員等は、予め発行者に意向を確認することなどにより、株式投資型クラウドファンディングにより調達する金額のうち、特定投資家の取得金額又はその割合について制限を設けることも考えられます。なお、特定投資家の取得金額又はその割合について制限を設ける場合には、その内容を会員等のウェブサイト上で、広く公表するといった対応が望まれます。

## 4. 今後の検討課題① 制度改善案

### ◆ 少額要件及び有価証券届出書提出基準の引上げ

◆ 非上場懇談会でも提言のあった下記事項について、今後のWGで検討することとしたい。

現状の課題	多くの非上場企業にとって、外部監査の受検や有価証券届出書の作成等は困難であり、多額の資金調達が必要となった際に利用できる手段が限定されている。
制度改善案	株式投資型クラウドファンディングにおける発行可能総額の上限を5億円に引き上げるとともに、非上場企業が株主コミュニティもしくは株式投資型クラウドファンディングにおいて資金調達を行う場合は、有価証券届出書の提出を一定の金額(5億円)まで免除する
理由	<p>○株式投資型クラウドファンディングは、取扱業者による発行会社への審査が自主規制によって義務付けられ、さらに、法令等により情報提供義務が定められているため、開示規制について一定程度緩和しても投資者保護上の問題が生じにくいと考えられることから、少額電子募集取扱業務における少額要件を5億円とするとともに、株式投資型クラウドファンディングで5億円未満の資金調達を行う場合について、有価証券届出書等の提出を免除しても問題は生じにくいと考えられる。</p> <p>○株主コミュニティ銘柄は、流通性が限定されているため開示規制について一定程度緩和しても規制の趣旨を損なわないと考えられ、また運営会員による銘柄審査や情報提供が自主規制によって義務付けられていることから、5億円未満の資金調達を行う場合について、有価証券届出書等の提出を免除しても投資者保護上問題が生じにくいと考えられる。</p>



## 4. 今後の検討課題② 制度改善案

### ◆ 株式投資型クラウドファンディングにおける名義の一本化（シンジケート型、ノミニー構造）

- ◆ 規制改革推進会議、非上場懇談会にて問題提起のあった株式名義の一本化についても、引き続き検討したい。

現状の課題	株式投資型クラウドファンディングを実施すると株主数が増えるため、株主管理コストが増加するとともに、株主間契約の締結の難しさ等からVC等から追加で資金調達を行うことが困難になる。
考えられる制度改善の方向性	<p>投資家から調達した資金をSPV(Special Purpose Vehicle)が一括して管理し、発行会社の株式の名義人となることを認めてはどうか。</p> <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主数の増加を抑えられ、株主間契約の締結や株主管理が容易になる</li> </ul> <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPVの運営にコストがかかる</li> </ul>
(参考)海外の状況	<p>(米国)</p> <p>投資型クラウドファンディングについて、SPVが投資家から資金を集め、SPVが単独の名義人となって事業会社の株式を保有することが可能に(2021年3月施行)。</p> <p>(英国)</p> <p>クラウドファンディング事業者自身がノミニーとなる事例が存在(例:Seedrs)。</p>

※規制改革推進会議において問題提起あり(9、10頁参照)

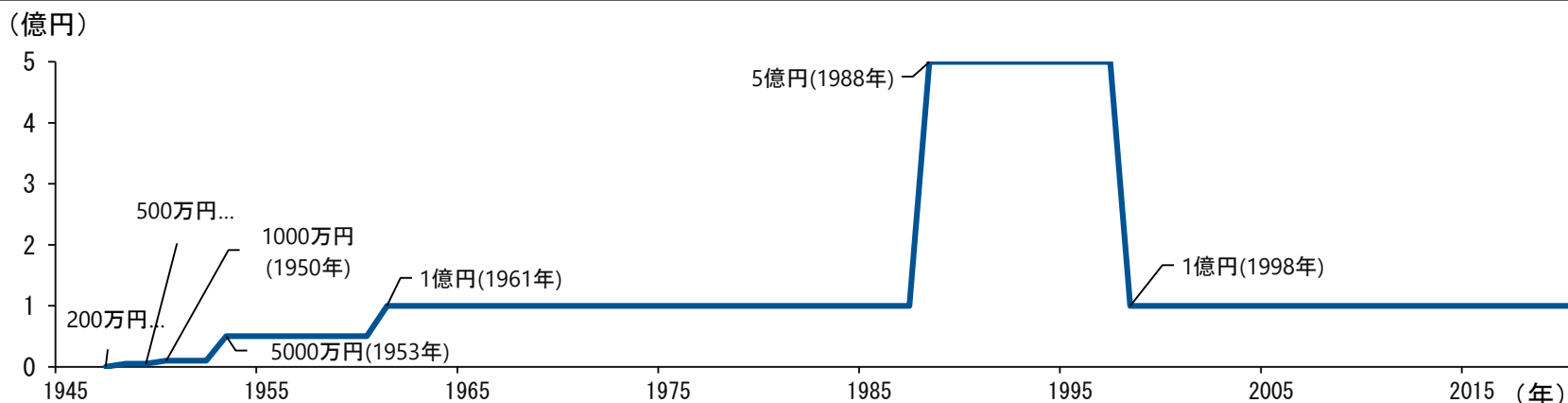
非上場懇談会においても委員より以下のような問題提起あり

「株式投資型クラウドファンディングについては株主間契約の問題があるため、ファンド形式のような形で名義を一本化することが投資者保護上も望ましいのではないか」

## 参考①: 現行制度: 有価証券届出書等の提出(非開示会社の場合)

適格機関投資家私募 特定投資家私募 少数人数私募	募集		
	1千万円以下	1千万円超～1億円未満	1億円以上
不要	不要	有価証券通知書	<b>有価証券届出書 (監査報告書の添付が必要)</b>

## 参考②: 日本における届出免除上限額の推移 (出所: 野村資本市場研究所「リスクマネー供給促進と投資者保護」)



## ②多数の者が株主となる問題

株式投資型CFでは多数の投資家が株主として名簿に名を連ねるが、このことが懸念材料となりVCがスタートアップ企業に対する投資を躊躇するという問題がある。

(VCが投資を躊躇する理由)

- ① 全株主の同意が必要となるような投資契約の締結が困難となる
- ② 株主の中に (VCにとって) 好ましくない者がいる可能性が否定できない

- ✓ 上記懸念解消のため、シンジケート型 (個々の投資家ではなくシンジケートが株主となる形態) の株式投資型CFを導入すべき
- ✓ 具体的には、シンジケートを組成するCF事業者に**投資運用業**のライセンスが必要になると思われることから、当該規制の特例措置を導入すべき (例: シンジケート型を少額一種の範囲に含め投資運用業は不要とする 等)

16

(出所)規制改革推進会議「第6回投資等ワーキンググループ」(2020年2月12日)資料2-2「株式投資型クラウドファンディングの規制改革要望(新経済連盟 参考資料)」P16

## (参考) シンジケート型CFのイメージ

- ✓ シンジケート型CFは、シンジケートが株主となり、投資家は当該シンジケートに匿名組合出資する形態
- ✓ プラットフォームには少額二種に加えて投資運用業のライセンスが必要とされる可能性

スタートアップ企業

クラウドファンディング  
事業者

投資家



株式

出資

インターネットで  
シンジケートへの投資を勧誘

シンジケート

株主

投資

投資

投資

投資運用業？

少額二種

- 投資家の投資の法的性質は匿名組合出資
- 投資家は株主とはならず、シンジケート持分を取得する

(出所)規制改革推進会議「第6回投資等ワーキンググループ」(2020年2月12日)資料2-2「株式投資型クラウドファンディングの規制改革要望(新経済連盟 参考資料)」P17

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）</p> <p>第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが</p>	<p>（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）</p> <p>第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券の発行価額の総額を合算する方法とする。</p>

<p>行われた又は行われるものに限る。)の発行価額の総額を合算する方法とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）（新旧対照表）

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（取得勧誘が少数人数向け勧誘に該当しないための要件）</p> <p>第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前三月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合及び第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券並びにその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に關し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該三月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める</p>	<p>（取得勧誘が少数人数向け勧誘に該当しないための要件）</p> <p>第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合及び第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券並びにその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に關し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める</p>

場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等）

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二十項及び第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。
- 二 取得する者（特定投資家を除く。）が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。

場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額が少額である有価証券の募集の取扱い等）

第十五条の十の三 法第二十九条の四の二十項及び第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 発行価額の総額として内閣府令で定める方法により算定される額が一億円未満であること。
- 二 取得する者が払い込む額として内閣府令で定める方法により算定される額が五十万円以下であること。



## 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則 (平27.5.19)

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、会員等が店頭有価証券について行う株式投資型クラウドファンディング業務に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図ることにより、株式投資型クラウドファンディングについて内在するリスクを含め適切に理解されたうえでこれが活用され、新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

#### 2 株式投資型クラウドファンディング業務

会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。)をいう。

#### 3 会員等

会員及び特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)をいう。

#### 4 発行者

株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券の発行者をいう。

#### 5 反社会的勢力

「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。

#### (株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止)

第 3 条 会員は、自らが運営会員(「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 4 号に規定する運営会員をいう。)となっている株主コミュニティ銘柄(同条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。)の募集、私募、売出し若しくは私売出し(金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

### 第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務

#### (発行者についての審査)

第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。

- 1 発行者及びその行う事業の实在性
  - 2 発行者の財務状況
  - 3 発行者の事業計画の妥当性
  - 4 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
  - 5 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
  - 6 当該会員等と発行者との利害関係の状況
  - 7 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
  - 8 調達する資金の使途
  - 9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第70条の2第2項第3号に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。
- 2 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該株式投資型クラウドファンディング業務により行う資金調達としてふさわしいか否か及び当該発行者において法令に基づき会社情報が作成されているか否かについて特に留意するとともに、当該審査の結果、株式投資型クラウドファンディング業務として行うことが適当と認められない場合には、これを行ってはならない。
- 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第15条の10の3第1号に掲げる要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。
- 4 第1項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から10年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。

**（発行者との反社会的勢力排除のための契約内容）**

第5条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に関し、次の各号に掲げる事項について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならない。

- 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該会員等の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約が解除されること。
- 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該会員等の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約が解除されること。

**（発行者に係る反社会的勢力の排除）**

第6条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始する前に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

- 2 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、直ちに当該株式投資型クラウドファンディング業務を中止しなければならない。

**（法令違反等による株式投資型クラウドファンディング業務の禁止）**

第7条 会員等は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められている場合には、その間においては、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

(株式投資型クラウドファンディング業務開始後の状況等の変更時の取扱い)

第 8 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、第 4 条第 1 項において審査した状況が実際とは異なること又は当該状況が変化したことが判明し、それにより同条の判断を変更しなければならない又は変更しなければならなくなる可能性が生じた場合には、当該状況を金商業等府令第 146 条の 2 第 4 項に規定する方法により開示する等、当該株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱うものとする。

(ウェブサイトにおける情報提供)

第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。

- 1 株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨
- 2 会社法第 199 条第 2 項又は第 238 条第 1 項に規定する募集事項
- 3 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券の取得に当たっては、配当及び売却益等金銭的利益の追求よりむしろ、当該店頭有価証券の発行者及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきこと。
- 4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていないこと。
- 5 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
- 6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。
- 7 顧客が取得する店頭有価証券につき、取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと。
- 8 顧客が取得する店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合にあっては、当該店頭有価証券の売買を行っても権利の移転が発行者によって認められないときがあること。
- 9 顧客が取得する店頭有価証券が株券であっても、配当が支払われないことがあること。
- 10 顧客が取得する店頭有価証券は、社債券のように償還及び利息の支払が行われるものではないこと。
- 11 顧客が取得する店頭有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること。
- 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。
- 13 投資者が、株式投資型クラウドファンディング業務に関して会員等に照会する場合の連絡方法
- 14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨
- 15 会員等が、顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該顧客が株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の受渡しの状況について確認する方法
- 16 発行者における株主又は新株予約権者の管理に関する事項
- 17 株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後における、当該顧客が取得する店頭有価証券の発行者の事業の状況についての定期的な情報の提供方法
- 18 特定業務会員にあっては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並

びに同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨

19 当該会員等と発行者との利害関係が認められる場合には、その内容

20 株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

21 会員等の金商法第 46 条の 4 に基づき作成した業務及び財産の状況に関する説明書類並びに会員の金商法第 46 条の 6 第 3 項に基づき作成した自己資本規制比率を記載した書面

2 会員等は、前項第 4 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 20 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

#### (契約締結前交付書面)

第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて記載するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうち当該該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して記載することができる。

2 前項の場合において、会員等は、前条第 1 項第 4 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 20 号に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

#### (確認書の徴求等)

第 11 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第 1 項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。

#### (勧誘手法併用の禁止)

第 12 条 会員等は、電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。

#### (払込額が少額要件を満たしていることの確認)

第 13 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客からの払込額が、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものであることを確認しなければならない。

#### (顧客資産の分別管理)

第 14 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を行わなければならない。

#### (適切な配分)

第 15 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならない。

#### (発行者による事後の定期的な情報提供)

第 16 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の発行者が当該店頭有価証券を取得した顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結しなければならない。

2 会員等は、前項の契約に基づき発行者により情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

### 第 3 章 業務管理体制の整備

#### 第 1 節 通 則

##### (社内規則及び取扱要領)

第 17 条 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、金商法及びこの規則を遵守しながら当該株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。

2 会員等は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。

3 会員等は、前項の取扱要領を、金商業等府令第 146 条の 2 第 4 項に規定する方法により投資者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

4 会員等は、第 2 項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、前 2 項の措置を講じなければならない。

##### (投資者からの照会に回答する体制の整備)

第 18 条 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該株式投資型クラウドファンディング業務に関する投資者からの照会に対し適切に回答するために必要な体制を整備しなければならない。

#### 第 2 節 反社会的勢力の排除に係る体制の整備

##### (反社会的勢力の排除)

第 19 条 特定業務会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

2 特定業務会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

##### (基本方針の策定及び公表)

第 20 条 特定業務会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 特定業務会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

##### (反社会的勢力でない旨の確約)

第 21 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。

##### (審査の実施)

第 22 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させよ

うとする場合は、その都度、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かについて審査するよう努めなければならない。

**(契約の禁止)**

第 23 条 特定業務会員は、前条に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約を締結してはならない。

**(社内管理態勢の整備)**

第 24 条 特定業務会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 特定業務会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力に関する情報の収集、社内研修の実施その他の反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。

**(本協会及び警察等との連携・協力)**

第 25 条 特定業務会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。

2 特定業務会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

## 第 4 章 雑 則

**(株式投資型クラウドファンディング業務に関する本協会への報告)**

第 26 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務の状況について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

1 一の店頭有価証券に係る株式投資型クラウドファンディング業務を開始した日の属する月の末日において当該株式投資型クラウドファンディング業務の期間が終了していない場合

当該月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）

2 一の店頭有価証券に係る株式投資型クラウドファンディング業務の期間が終了した場合

当該終了した日の属する月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）

2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。

**(本協会による照会等)**

第 27 条 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

2 会員等は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

**(電磁的方法による交付等)**

第 28 条 会員等は、第 11 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。

2 会員等は、第 11 条に規定する株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員等は、当該確認書を徴求したものとみなす。

付 則

この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

付 則 (平 28. 2. 16)

この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第28条を追加。

付 則 (平 29. 12. 19)

この改正は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第 9 条第 1 項第 2 号及び第16号を改正。

# ○非上場・私募WGの検討スケジュール（予定）

回	日程	議案
第15回	7月30日(金)	○ 非上場株式取引制度の改善案 (事務局説明・フリーディスカッション)
第16回	9月22日(水)	○ 検討事項に関する論点整理 ○ 規則改正の骨子案
第17回	10月13日(水)	○ 規則改正案等の検討
第18回	11月2日(火)	○ 規則改正案等の検討
第19回	11月19日(金)	○ 規則改正案等の取りまとめ

➡ 12月に規則改正案のパブコメ募集開始(予定)